

学校等における放射線の安全基準に関する緊急要請

東京電力福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射線物質が健康にどのような影響を及ぼすかについては、福島県民誰もが不安を持っているところであるが、特に、新学期を迎え、屋外での活動が増える児童生徒等の保護者や教職員から不安の声が高まっていたところである。

このような中、去る4月19日に国から示された「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」において、屋外活動を制限する放射線量として、毎時3.8マイクロシーベルトとする基準値が示されたが、県民の不安は払拭されておらず、一部の自治体では独自に表土を剥ぎ取り、校庭に仮置きしている状況にあるなど、児童生徒等の保護者や教育関係者、さらには、関係自治体に混乱と不安をもたらしている。

よって、児童生徒等が安心して屋外で活動できるよう、国に次の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 屋外活動を制限する放射線量として示された、毎時3.8マイクロシーベルトとする基準値について、設定根拠及び決定過程等その妥当性を原子力安全委員会での議論を含め、県民及び国民に分かりやすく説明すること。
- 2 放射線量が基準値を上回った校庭等の土壌の入れ替えや、除去した土壌の処理について、適切な処理方法を早急に示すとともに、処理費用に対する財政措置をすること。
- 3 4月19日に示された暫定的な考え方においては、年間20ミリシーベルトを暫定的な目安とし、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適当であると考えられる」とされているが、そのための具体的方策を早急に示すこと。
- 4 学校関係者等が、児童生徒等の屋外活動についての的確な判断をするためには、継続的な放射線のモニタリングが必要であり、予算措置を含め、確実に実施すること。
- 5 人権侵害ともいえる放射線に関する風評被害も発生していることから、全国の児童生徒等及び国民が、放射線と健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、国による積極的な教育及び広報活動を行うこと。

平成23年5月2日

内閣総理大臣 菅 直人 様

学校等における放射線の安全基準に関する
緊急要請

福島県議会災害対策本部長

福島県議会議長

佐藤 憲保